平成27年12月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 平成27年12月16日(水) 開会 午前10時 2分

閉会 午後 2時58分

場所 第3委員会室

出席委員 小川真一郎委員長

岡地優副委員長

横川雅也委員、神谷大輔委員、木下高志委員、本木茂委員、長峰宏芳委員、 吉田芳朝委員、並木正年委員、萩原一寿委員、秋山文和委員、木下博信委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

飯島寛総務部長、高柳三郎総務部副部長、上木雄二税務局長、 福島浩之契約局長、飯塚寛参事兼税務課長、小野寺亘人事課長、 根岸章王職員健康支援課長、山崎高章文書課長、三須康男学事課長、 坂本泰孝個人県民税対策課長、真砂和敏管財課長、市川善一統計課長、 横田幸子総務事務センター所長、山岸盛三行政監察幹、 山田隆弘入札課長、寺井誠一入札審査課長、大山裕技術評価幹、 小池光晴県営競技事務所長

平山毅施設課長

大浜厚夫秘書課長

石橋正二郎人事委員会事務局長、

石井貴司人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、大野明男任用審査課長

「県民生活部関係]

福島勤県民生活部長、矢嶋行雄県民生活部副部長、山崎仁枝県民生活部副部長、 久保正美スポーツ局長、下田正幸広聴広報課長、加藤繁共助社会づくり課長、 小林安則人権推進課長、松崎徹県政情報センター所長、福田哲也文化振興課長、 小池要子国際課長、渡邉哲青少年課長、古垣玲スポーツ振興課長、 西村実スポーツ企画幹、清水雅之オリンピック・パラリンピック課長、 牧千瑞男女共同参画課長、山本好志消費生活課長、 松本晃彦防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件	名	結	果
第108号	埼玉県行政不服審査会条例		原案	可決
第109号	埼玉県行政不服審査法関係手数料条例	51]	原案	可決

議案番号	件	名	結	果
第110号	埼玉県税条例の一部を改正する条例	列	原案可	決
第111号	埼玉県情報公開条例の一部を改正す	する条例	原案可	決
第112号	埼玉県個人情報保護条例の一部を	改正する条例	原案可	決
第113号	埼玉県青少年健全育成条例の一部を	を改正する条例	原案可	決
第118号	工事請負契約の締結について (大) 新築空調設備工事)	宮警察署等統合庁舎	原案可	決
第119号	工事請負契約の変更契約の締結に 等統合庁舎新築電気設備工事)	ついて(大宮警察署	原案可	決
第121号	訴えの提起について		原案可	決
第124号	指定管理者の指定について(埼玉県		原案可	決

2 請願

議請番号	件	名	結	果
第15号	私立学校父母負担軽減補助(幼科 請願書	性園)の復活を求める	不捋	彩 択
第19号	教育費負担の公費格差をなくし、 どいた教育をもとめる私学助成1		不捋	彩 択
第20号	私立幼稚園児の父母負担を軽減 める請願	する取組の充実を求	採	択
第21号	安全保障関連法の成立過程につい 明と再審議を求める請願	いて、誠実で丁寧な説	不採	採択

所管事務調査

私立高校生に対する父母負担軽減補助について

報告事項

埼玉県文化芸術振興計画の策定について

【付託議案に対する質疑(総務部関係)】

神谷委員

- 1 第108号議案について、行政不服審査会委員は12人以内としているが、どのよう な者で構成すると想定しているのか。
- 2 本県における不服申立ての件数はどのくらいか。また、具体例はどのようなものか。
- 3 第121号議案について、このような訴えの提起は、1件ごとに毎回議案として提案されるのか。
- 4 これまでに、同様の議案は何件くらいあったのか。
- 5 今回の議案のような滞納の処理は、県から滞納者に、提案するのか。
- 6 裁判費用はどのくらいかかるのか。

文書課長

- 1 委員については、「審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者」から知事が委嘱することとした。実際の委員の選任に当たっては、「法律又は行政に関して優れた識見を有する者」として、弁護士、行政法、地方自治に詳しい方を候補者とすることを想定している。
- 2 平成26年度の知事部局における不服申立ての件数は、638件であった。また、内容については、生活保護処分に係る審査請求が多く、全体のおよそ6割であった。

個人県民税対策課長

- 3 地方自治法の規定により、その都度議案として提案する。
- 4 訴えの提起に至る例はまれである。本県においては、平成21年に1件のみである。
- 5 県から滞納者に提案することは一切しない。県の判断により執行するものである。
- 6 今回は弁護士に依頼しないので弁護士費用はかからない。手数料が1万2,000円 かかる。

横川委員

- 1 第110号議案について、徴収猶予と換価の猶予の平成26年度実績はどのくらいか。
- 2 徴収猶予と換価の猶予の見直しを行うことによって、県の滞納整理に影響はあるのか。

参事兼税務課長

- 1 徴収猶予が12件、猶予額が約1億8,350万円。換価の猶予は平成26年度までは 職権による換価の猶予であるが、件数が38件、猶予額が約860万円であった。
- 2 今回の改正では、滞納整理に大きな変更や影響はないものと考えている。徴収猶予・ 換価の猶予はもともとある制度であり、今回の改正でその効果が変わるものではない。 したがって、滞納整理のやり方や取組に大きな変更はない。これまでも、一時に納税で きない方には納税相談等を通じて適切に対応してきた。今後も納税相談、財産調査など を通じて納税者・滞納者の状況の把握に努め、適切な事務処理に努めていきたい。

萩原委員

1 第110号議案について、改正内容に「徴収猶予及び換価の猶予について納税者の負

担の軽減及び早期かつ的確な納税の履行を確保するための所要の見直しが行われた」とあるが、国ではどのような見直しが行われたのか。

- 2 徴収猶予・換価の猶予の変更内容が分かりにくいが、改正でどのように流れが変わるのか。
- 3 徴収猶予・換価の猶予は、誰が判断をするのか。
- 4 第119号議案について、契約変更に伴って増額される約6,300万円の内訳はどのような内容か。

参事兼税務課長

- 1 大きく二つ改正された。従来は担保不要の基準額が50万円以下とされていたところ、 国では100万円以下に改正された。また、新たに申請による換価の猶予の制度が設け られた。
- 2 基本的には変わらないが、徴収猶予について申請書等の訂正期間が20日以内となった。また、申請による換価の猶予の申請期間を6か月以内と定めた。担保の提供について、本県では猶予金額が100万円以下又は猶予期間3か月以内の場合には、担保の提供を不要とした。
- 3 県税事務所長が決定する。

施設課長

4 資機材の上昇によるものであり、その主な内容は、電気事業者からの電気を庁舎内で使うための変圧器、変圧器から各電気に分岐する、空調関係の動力系、照明やコンセント関係の電灯系といった盤関係の上昇分が約5,650万円である。また、庁舎内に電線を通すための電線管が約256万円、災害時に停電となった場合の非常用発電機が約224万円となっている。

萩原委員

納税者の負担については大きな変更はないようだが、新たなルールを設けることで縛りが出てくるのではないかとも感じる。一方で、本来納めるべき方が納めないような状況であってはならない。改正により、今後どのようになっていくのか。

参事兼税務課長

徴収猶予について申請手続きが明確化され、換価の猶予について納税者の申請による換価の猶予の制度が創設された。これによって、納税者の利用が図られるものと考えている。 改正により何か厳しくなるというものではない。納税できる資力があるのに納税されない ことにつながってはならないので、従来から徹底した財産調査を進め、納税資力があるに もかかわらず納税いただけない滞納者には徹底した滞納処分を行っている。今後も同様に 取り組んでいく。

秋山委員

- 1 第108号議案について、条例案第3条第6項に、「委員は在任中、政党その他の政治 的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない」とあるが、「その他の 政治的団体」とはどういうものか。
- 2 構成員はよいのか。ここでいう「役員」とは、どのような立場の者を指すのか。
- 3 「積極的に政治運動をしてはならない」とあるが、どのようなことを指すのか。

- 4 3人で合議するとあるが、多くの案件を同時並行的に審査するためか。
- 5 行政不服審査会が設けられることによって、不服申立ての仕方が変わるのか。
- 6 第109号議案について、手数料の徴収方法はどうなっているのか。
- 7 第110号議案について、不動産取得税について、控除する額が当該不動産の価格の 5分の1に相当する額とあるが、この価格とは売買価格か、鑑定価格か、それ以外か。
- 8 不動産取得税の控除の適用実績の金額と件数はどうなっているか。また、この不動産 取得税の控除の制度はいつからあるのか。
- 9 第118号議案について、空調工事の関係で提案が遅れた経過は、どのようなものか。
- 10 応札者が、共同企業体の者と単独の者であったがどのような条件で入札をしたのか。
- 11 入札が無効となった者がいるが理由は何か。
- 12 第119号議案について、増額の理由について、設計労務単価の変更要因は、たいしたことはないということか。
- 13 第121号議案について、相手方は、支払指示に応じない理由をどう言っているのか。
- 14 本税と延滞金の合計額はいくらか。支払いを求めているのは本税のみか、延滞金を含めるのか。
- 15 和解する条件で、金額の割引は考えられるのか。

文書課長

- 1 審査会の委員には客観的かつ公正な判断が求められることから、国に設置される審査会と同様の規定としているもので、「その他の政治的団体」は、政治的な目的を持った団体が該当する。
- 2 構成員となることは差し支えない。また、役員については、その団体の規約等に規定 されると考える。
- 3 「積極的に政治運動」とは、審査会の委員の独立、中立、公正を害するような活動が 該当するが、具体的には個別の判断になると考えられる。
- 4 審理の公正性を図る一方で、効率性を確保するためである。
- 5 不服申立ての仕方が変わることはない。行政自身による審査及び裁決が行われてきた ものに、今回の改正で、第三者のチェック機能を入れたことが、変わった点である。
- 6 原則として、現金による納付を考えている。

参事兼税務課長

- 7 不動産の価格は、売買価格や鑑定価格ではなく、固定資産課税台帳に登録された価格 か、登録されていない場合には固定資産評価基準により決定した価格である。
- 8 この制度は、平成15年度の税制改正で地方税法に制度が創設されたものである。今回の改正については、平成27年度税制改正で控除割合について条例に定めることとされたため、今回提案した。過去の適用実績は1件、控除の額に相当する税額は約3,50万円である。

施設課長

- 9 平成26年7月30日に実施した入札で落札した業者と仮契約を結んだが、当該業者 が本年9月11日付で契約辞退届を提出したことを受け、再度入札を10月22日に実 施したため、今回の提案となったものである。
- 12 今回、電工の労務単価に変更はなく、増額は、資機材の価格上昇が要因である。

入札課長

- 10 公告文で入札に参加できる者の形態として、単体企業又は2者による特定建設工事共同企業体の混合入札とした。入札結果はこれを受けたものとなっている。
- 11 今回の入札では、参加資格として契約金額の5%以上に相当する入札保証金の納付も しくは同金額以上の入札保証保険等の加入が必要であった。しかし、当該企業体が加入 した保険金額は、入札金額から算出される入札保証金額未満であったため、入札参加資 格を満たしていないことから無効となった。

個人県民税対策課長

- 13 相手方は、過払金は存在していないと主張している。過払金の存在や県の支払いに応じるかどうかは、裁判で争っていくと主張している。
- 14 延滞金を含めた合計額の支払いを求める。平成27年11月30日現在で146万1 00円の延滞金があり、本税82万6.300円と合わせて228万6.400円である。
- 15 和解する条件として、金額の割引を考える余地はない。議案としても、差押えた債権 に係る給付をする旨の申し入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときと限定してい る。なお、和解の条件として、多少支払時期を遅らせてほしいという申し入れがある可 能性はあると認識している。

秋山委員

- 1 第121号議案について、この案件のこれまでの経緯はどのようなものか。
- 2 本税と延滞金を合わせ228万6,400円の滞納があるとのことだが、それ以上の過 払金が存在するという確証があって訴えを提起するのか。
- 3 控除の割合を条例で定めるのは、地方税法の要請によるものか。
- 4 平成27年4月1日から適用するとのことだが、遡って条例を適用するのか。

個人県民税対策課長

- 1 本事案は志木市から徴収権を引き継いだ。財産調査や納税折衝の中で、滞納者が相手方との間で高金利による借入と返済を繰り返しており、滞納者が過払金返還請求権を有していることが判明した。また、所有不動産等の財産調査も行ったが、他に早期に滞納額を徴収できる財産を発見できなかったため、過払金返還請求権を差し押さえた。なお、同時に給与の差押えも行っているが、給与の取立額が少額であるため、訴えを提起するに至った。
- 2 228万6,400円は滞納額であり、相手方に対して求めているのは過払金約140 万円である。140万円の支払いに応じられたとしても、滞納税額が解消するものでは ない。

参事兼税務課長

- 3 地方税法の改正により控除割合を条例で定めることとされたため、条例改正を行うも のである。
- 4 地方税法において、条例が施行されるまでの間は控除割合を5分の1とする経過措置 が設けられている。

【付託議案に対する質疑(県民生活部関係)】

神谷委員

- 1 第113号議案について、青少年へ客となるよう勧誘する行為の禁止について、なぜ、 いままでキャバレーが対象になっていなかったのか。
- 2 なぜ、今回の改正でキャバレーを加えるのか。
- 3 最近ではキャバレーという業態はあまり見かけないが、キャバレーを例示として残す 意味はあるのか。

青少年課長

- 1 青少年への勧誘行為の禁止は、平成 1 6年に、4都県において青少年健全育成条例による共通の取組項目として合意されたものである。当時、未成年の少女がホストクラブの客となり、利用の常習化や高額請求の支払いのため、風俗営業に従事するなど犯罪や非行に及ぶ事案が見られた。そのため、青少年を接待飲食等営業の客となるよう勧誘する行為の禁止について、風適法第2条第1項第2号の営業としたものである。なお、当時はキャバレーでの青少年のトラブルは見られなかった。
- 2 風俗営業の形態は時代とともに変化し、多様化していることから、この度の風適法の 改正で第1号と第2号の営業が同じ接待飲食等営業として整理統合された。接待飲食等 営業は、歓楽的雰囲気により客をもてなして客に遊興又は飲食させる営業形態で、青少 年の健全育成を阻害するおそれが高いことから、青少年を客とさせないよう、改正後の 第1号営業全てについて勧誘行為の禁止対象とするものである。
- 3 改正後の風適法第2条第1項第1号に「キャバレー」という業態の例示がある。県警察の資料によると、9月時点で、県内ではキャバレーが57店舗、キャバクラ・ホストクラブなどの2号営業は1,469店舗が許可されている。キャバレーは、一頃より見受けられなくなったが、まだ存在していることから、しっかりと規制していく必要がある。そのため、改正後の風適法の新1号の営業全てについて規制する条例の改正をする。

横川委員

- 1 第124号議案について、指定管理者制度を導入した成果はどうだったか。
- 2 今年は戦後70年だが、平和資料館ではどのような取組を行ったのか。
- 3 第111号議案について、情報公開審査会と個人情報保護審査会とは、どのようなものか
- 4 行政不服審査会と情報公開審査会・個人情報保護審査会は、どのように違うのか。
- 5 情報公開等に関する審査請求の審理について、なぜ行政不服審査会と審理員を導入しないのか。

広聴広報課長

- 1 指定管理者が行っている、施設の維持管理、施設の利用促進、受付業務等は順調に実施されてきた。特に、指定管理者からの提案により入館料を無料化し、花火大会開催時の開館時間の延長などを実施し、これらにより、入館者数が、制度導入前の平成24年度と平成26年度を比べて24%の増加につながった。またコスト面でも、制度導入前に比べ人件費等も含め約2,800万円の縮減となった。以上から、制度の導入は大きな成果を上げたものと考える。
- 2 戦争当時10歳以上の方が県民のわずか5.3%、20人に1人となり、戦争の記憶

が風化しつつあることは大変懸念されるところである。戦後70年の節目である今年は、例年実施してきた「戦時中の体験を聞く会」や「戦争体験証言者ビデオ上映会」の回数を増やして実施した。特に「戦時中の体験を聞く会」では、最後の空襲である熊谷空襲を経験した方や、広島で原爆を経験された方からお話を伺う機会を設けて、定員が160人の会場である平和資料館の講堂で、満員あるいは会場に入りきれないほど、多くの県民の皆様に御参加いただいた。また、学識経験者による記念講演会などを開催し、戦後70年を踏まえた様々な取組を実施してきたところである。

県政情報センター所長

- 3 情報公開審査会は、情報公開条例に基づき、実施機関の諮問に応じ、公文書の開示に 関する決定について不服申立て等があった場合に調査審議を行い、答申をする知事の附 属機関である。個人情報保護審査会は、個人情報保護条例に基づくものであり、性格的 には同じである。情報公開審査会は、委員9名が3名ずつ三つの部会に属し、各部会で 調査審議をしている。個人情報保護審査会は、委員6名が3名ずつ二つの部会に属して いる。
- 4 行政不服審査会は、審理員が行った審理手続等を事後的にチェックするという性格が 強いものである。情報公開審査会は、情報公開等の分野に特化したものとなっている。 調査権限も実際に開示請求の対象となって不開示となった部分、いわゆる黒塗りされる 部分も黒塗りする前の段階で提出させて、開示すべきなのか不開示が妥当なのかという ことを部分ごとに判断していくという、実質的な審理を行っている。
- 5 審査会としての役割・性格が異なり、実質的な審理を行っていること、審査会として の専門性が非常に高いことから、情報公開審査会及び個人情報保護審査会は行政不服審 査会と審理員の両方の機能を併せ持っているということがいえる。情報公開と個人情報 保護の分野においては、現行の制度で公正中立性と高い専門性が確保されているため、 行政不服審査会及び審理員を導入する必要はないものと考えている。

秋山委員

- 1 第111号議案について、情報公開審査会・個人情報保護審査会における年間の取扱 件数はどのくらいか。
- 2 審査の結果、決定が覆った件数はどのくらいあるのか。
- 3 情報公開審査会・個人情報保護審査会の委員に重複はないのか。また、委員の選定分 野はどのようか。
- 4 第113号議案について、今回の一部改正で、条例において何が前進するのか。また、 勧誘行為の禁止について、具体的に取り組むのは警察なのか。
- 5 第124号議案について、選定委員会の外部有識者3名はどのような人か。
- 6 選定理由の「豊富な実績」の内容はどのようなものか。
- 7 第2次審査の満点165点に対して、指定管理候補者の133点はどのような点が減 点であったのか。
- 8 5年間の指定管理委託料の10%増額の妥当性をどのように評価したのか。

県政情報センター所長

1 情報公開審査会は、ここ5年で見ると年間で少ないときは6件、多いときは27件、 平均で約14、15件が新規の諮問案件である。個人情報保護審査会は、年間で少ない ときは5件、多いときは44件、平均で約20件である。

- 2 情報公開審査会が発足してから平成27年11月末までに出された答申件数は222 件であり、実施機関の判断が一部でも妥当でないとしたものは、87件、39%である。 個人情報保護審査会が発足してから平成27年11月末までに出された答申件数は1 21件であり、実施機関の判断が一部でも妥当でないとしたものは、33件、27%である。
- 3 情報公開審査会・個人情報保護審査会の委員は、重複はない。委員の選定分野は、情報公開審査会の委員は、大学の法律・情報法を専門分野とする教授や准教授が6名、弁護士が3名である。三つの部会は、それぞれ学識経験者2名と弁護士1名で構成している。個人情報保護審査会の委員は、大学法学部教授等が4名、弁護士が2名である。二つの部会は、それぞれ学識経験者2名と弁護士1名で構成している。

青少年課長

4 風適法では、風俗営業の事業者や従業員が行う客引き行為を規制している。一方、本条例では、何人に対しても、青少年を客となるよう勧誘することを禁止しており、関係者以外にも範囲を広げて幅広く禁止している。今回の条例改正により、業態を問わず接待飲食等営業の全てについて規制することになり、勧誘行為の規制の強化が図られるものである。

また、勧誘行為の禁止の違反について、条例では、罰則として30万円以下の罰金が 規定されている。したがって、青少年への勧誘行為は犯罪となるので、警察が勧誘行為 について立入り、検挙・摘発を行うこととなる。

広聴広報課長

- 5 平和行政に係る学識経験者として高等学校の校長、経営等の中身の分かる方として公 認会計士、利用者を代表して小学校の校長にお願いした。
- 6 共同事業体の一つである株式会社サンワックスは、平和資料館のほか県内10の市立スポーツ施設や公園などの指定管理を受けている。太平ビル管理株式会社は、平和資料館の指定管理のほか、県内8つの市町立図書館や郷土資料館、公民館などの業務委託を受けている。
- 7 減点法ではなく、例えば実績の項目であれば豊富な実績が認められれば高得点、実績がなければ点数が低くなっている。133点は満点の8割を超えており、高評価であると考える。
- 8 増額の提案部分は、消費税の増額や法改正による施設維持管理に必要となる増額等である110万円を含んでいる。また、修繕費や県民サービスに係る光熱水費の増額を含んでいることを、2次審査のヒアリングで確認している。議決後、今後どのように節減ができるか、必要な修繕費や県民サービスをよく確認した上で改めて指定管理委託料の予算案を作成し、提案していきたい。

秋山委員

第124号議案について、法改正等による増額の内訳を教えてもらいたい。

広聴広報課長

消費税の増税が70万円、施設維持管理の増額が40万円である。

吉田委員

第124号議案について、平和資料館に限らず、県の指定管理施設については指定替えの節目で、施設の必要性や県が管理する意義をチェックすべきと考える。今回の平和資料館については立地等も含め、県が引き続き5年間指定する必要があると検討した結果だと思うが、改めて確認したい。

広聴広報課長

平和資料館は、平和について考え、県民に平和を求めて行動していただくきっかけとなるよう設置した施設である。県内でも、熊谷空襲など様々な被害があり、県民として平和を求めていくためには忘れてはならない重要なことである。こうしたことを伝える平和資料館は、県でしっかり管理運営していく意義があると考えている。場所についても、かつて軍需工場があった吉見百穴や桶川市にある飛行学校跡地などに比較的近く、また、子供が多く来館するこども動物自然公園との連携を図るにも適当な場所であると考えている。全国的にも平和に関する施設は、沖縄や神奈川など幾つかに限られる。貴重な施設であり、今後もしっかり管理運営していきたい。

【付託議案に対する討論】

秋山委員

第110号議案に反対の立場から討論する。

この改正で、県税滞納者が、滞納税の換価の猶予を求める制度、手続きが条例化されることは、大きな前進で評価するところである。しかし、反対なのは、不動産取得税の控除に係る部分である。これは、国が決めた「都市再生特別措置法」に基づく認定事業者が、さいたま新都心駅周辺地域47haと川口駅周辺68haにおいて認定事業のための土地・建物を取得したとき、その不動産の価格の5分の1を不動産取得税の課税標準から控除するものであるが、この二つの地域は県内でも超一等地である。ここに進出しようとするのはしかるべき財力のある大企業か大型店舗しかない。むしろまともに課税し、しっかり納税していただくのが当然である。さいたま市、川口市も固定資産税の減免を併せて行うようである。県、さいたま市、川口市は、県民及び市民のために血眼になって財源確保に努めている。国が法律で地方に税の減免を義務付けるのであれば、その分の財源の補てんを求めてもおかしくない。よって、不動産取得税控除の条例化に反対であるため、本条例案に賛成できない。

次に、第124号議案に反対の立場から討論する。

今年は戦後70年の節目の年である。二度と戦争をしないと誓った憲法のもとで、今後も永久に戦争をしない国であり続けたいというのが全ての県民の願いである。埼玉県平和資料館は、戦争の悲惨さを今に伝え、後世に伝え、平和を守り続けたいと願う県民の大切な施設である。さらに、多くの戦争を物語る貴重な品々や遺品の寄贈を受け、保存や展示に生かす施設である。三年前に指定管理者制度が導入された際に、館長がいなくなり、遺族や学識経験者や平和を守る活動団体などからなる運営協議会をなくすなど、展示や運営に係る大切な組織を廃止した。今、平和資料館に入って真っ先に目につくのは、軍服と背のうである。カーキ色の厚手の軍服が置いてあり誰でも触れられる。多くの人が、それを胸に当てて写真撮影をしており、背のうではその重さに驚きながら写真撮影をしている。戦争当時の兵隊の日常を体験させるこの展示は、平和資料館の果たす役割を考えると、果たしてふさわしいのかと違和感を覚える。展示・運営の在り方を絶えず第三者の検証の下に置きながら平和を発信するにふさわしい館としての平和資料館とするためには、指定管

理者制度をやめて県の運営に戻すべきであり、指定管理者を継続させる本議案には反対で ある。

【請願に係る意見(議請第15号及び議請第20号)】

木下(高)委員

議請第15号と議請第20号については、関連しているので、一括して意見を述べる。 議請第20号は「採択」すべき、議請第15号は「不採択」とすべきである。

私立幼稚園舎の耐震化について、議請第15号では、「今年度中にすべての園舎の耐震化を完了し」とあるが、先ほどの執行部からの答弁にもあったように、現状を考えると今年度中の完了は困難と思われる。耐震化を進めるためには、幼稚園に対する、耐震化の支援の仕方を見直すことも必要と考える。

また、私立幼稚園の保育料軽減補助について、議請第15号では「幼稚園父母負担軽減金を復活」とあるが、幼稚園、保護者、園児を取り巻く環境は様々であり、一律の補助を単純に復活ということではなく、議請第20号にあるように、「所得に応じた軽減や第2子以降に対する上乗せ補助など」父母負担を軽減するための「総合的な制度整備」を行った上で、新たな保育料軽減補助の実施が必要であると考える。

このことは、平成27年2月定例会の予算特別委員会において附帯決議されている。 よって、議請第20号は「採択」すべきであり、議請第15号は「不採択」とすべきで ある。

秋山委員

両請願とも採択すべきとの立場から意見を述べる。

6月定例会、9月定例会で継続審査となっている議請第15号「私立学校父母負担軽減事業補助(幼稚園)の復活を求める請願」とほぼ同じ内容の議請第20号が今定例会に提出された。議請第20号は私立幼稚園連合会から請願であり、経営する側と、幼稚園に通わせる保護者側と両方からの請願が出そろったことになる。平成27年2月定例会において、「園舎の耐震化などの補助がひと段落ついた以降には、父母負担を軽減するための対策を充実させるべき」との附帯決議がされた。幼稚園側の様々な都合もあり、今年中の耐震化は全て完了とはいかないようであるが、園舎の耐震化も大きく前進している。

少子化対策の前進のためにも、消費増税と物価の値上がりに苦しむ父母の負担軽減のためにも機は熟したということであり、採択すべきである。

【請願に係る意見(議請第19号)】

神谷委員

私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助という二つの大きな柱により成り立っており、両方を合算すると国の基準額を上回っている。限られた財源を有効に活用するためには、経済環境や社会情勢によって重点化や配分を考慮していくべきであり、両方を同時に拡充することを求める本請願には賛成できるものではなく、不採択とすべきである。

秋山委員

本請願を採択すべきとの立場から意見を述べる。

埼玉の私立学校は、公立学校とともに学校教育において大きな役割を担っている。埼玉県の私立高等学校父母負担軽減補助金は、年収が500万円程度の家庭の生徒までは37万5,000円の補助を受けることができるが、それ以上の家庭は徐々に減額され、年収

約609万円を超える家庭では補助はなくなる。県立学校に通う場合、国の就学支援金により、授業料は全額免除となっており、年収609万円以上の家庭の生徒には最大25万円以上の公私負担格差が発生する。補助対象外の生徒数は私立高生全体の74%と決して少ない人数ではなく、この格差を一刻も早く埋めるべきである。また、私立学校運営費補助について、一人当たりの金額は全国最低となっている。保護者負担が軽減されても、これでは教員の質を始め学校そのものの質の低下を招きかねない。従って、公教育の一翼を担う私立学校の教育条件の向上、経営の健全化、就学の援助を一層進めていくためにも、本請願は採択すべきである。

吉田委員

教育費予算を増額したいという気持ちは理解できる。しかし、財政が厳しい状況の中で、 どの程度まで予算を増やすのかということと将来にツケを残さないこととのバランスも大 事である。特に、本県では、運営費補助よりも保護者生徒に対する直接補助を選択してい る。また、今年は県内の私学において不正があり、こうした状況では、運営費を更に増や すというよりは、今まで通り保護者への補助を手厚くしていこうという立場で県としては 取り組んでいる。更に運営費を増やして欲しい、教育費予算を増額して欲しい、というこ とに対しては、責任ある判断としては賛成しかねる。残念ながら、反対させていただく。

木下(博)委員

不採択とすべきとの立場から意見を述べる。

請願者からの説明において、直接補助の執行方法の問題点について言及があり、その部分については賛成できるが、請願事項には無いものである。

請願事項にある、予算の増額、負担の軽減、補助の増額という項目は、全て出来れば良いが、出来ない中で、工夫して県政を運営している。負担を減らして、補助を増やすことだけでは県政は成り立たないため、賛成できない。

【請願に係る意見(議請第21号)】

神谷委員

不採択とすべきとの立場から意見を述べる。

我が国の安全保障に関する重要事項及び法案は、国が処理すべき事務である防衛上に関するものである。安全保障関連法は、切れ目のない安全保障体制を整備し、戦争を未然に防ぐための戦争防止法であり、国民の命と平和な暮らしを守るために必要な法律である。国会審議においては、会期を延長し、様々な意見や論点が出され、十分な審議をつくして、成立されたものである。また、先の9月定例会において本議会に提出された「安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願」は、不採択となったところである。

よって、同法の成立過程について誠実で丁寧な説明と再審議することを求める意見書を 国に提出することを求める本請願には、賛成できない。

秋山委員

先の国会で、安全保障関連法が成立された過程において、委員会採決でも、本会議採決に至る手続きでも、様々な問題点が指摘されている。特別委員会では、怒号と混乱の中で、委員長の声を明瞭に聞き取れず、速記録には「聴取不能」とされ、まともに採決されたとは言い難い状況である。また、本会議採決の前提となる地方公聴会の報告も受けずに採決を強行するなど、多くの国民の前で、その異常さは歴然としている。これは、議会制民主

主義を大切にする我が国において許されないことである。現在でも、多くの国民は納得するどころか、一層反対の声が広まっている。請願者は、「成立過程について国民の疑問や不安に応えた誠実で丁寧な説明」及び「再審議」を求めており、これは多くの国民の声であり、採択すべきである。

【所管事務調査(私立高校生に対する父母負担軽減補助について)】 横川委員

これから来年度予算編成が佳境に入る時期だと思うので、質問する。

急速に進むグローバル化や社会環境の変化により、教育に対するニーズも多様化してくる。私立学校は、このような教育ニーズに対して、設置者の判断により迅速に対応でき、また、カリキュラムの設定などにより、よりきめ細かく対応が可能であり、その役割は、今後ますます重要となってくる。

そこで、私立高校の授業料などの父母負担軽減補助について聞きたい。

- 1 資料によると、「施設費等その他納付金」を実質無償化している対象を、なぜ年収35 0万円未満の世帯としているのか。また、どのくらいの生徒が対象となっているのか。
- 2 今後の私学の重要性を考慮すると、更に拡充していくべきと考えるが、学校納付金以外、 例えば教科書・学用品費等に対する給付金を年収350万円未満の世帯まで、施設費等そ の他納付金への補助を年収500万円未満の世帯まで、それぞれ一段階拡充した場合、ど の程度の費用がかかるのか。

学事課長

1 年収約350万円未満の世帯の区分は国の就学支援金制度おいても生活保護に準じた 準要保護世帯という位置付けになっており、一般的には生活困窮世帯である。

家計が厳しい世帯において私立学校で学ぶチャンスをつくるため、授業料だけでなく施設費等その他納付金についても補助を行っている。平成27年度は1年生と2年生の生徒数3万2,00人の15%である4,800人程度と見込んでいる。

2 手持ち資料からの概算であるが、給付金は約4億9,000万円増額となる。あくまで も国の概算要求ベースに合わせた額であり、今後金額が動く可能性もある。国庫が財源の 一部であるが、年収約250万円から350万円未満の世帯分については全て一般財源で の対応となる。

施設費等その他納付金について、単純に350万円から500万円未満の世帯まで20万円補助で拡充した場合は約7億3,000万円の増額となる。あくまでも概算なので、 今後金額が動く可能性もある。合計で約12億円程度である。

横川委員

冒頭でも申し上げたように、今後、多様化する教育ニーズに対して、迅速・きめ細かく 対応できる私学の役割は、今後ますます重要となってくる。

よって、経済状況や社会情勢によって重点化や配分にも配慮しつつ、より多くの生徒が、 私立高校への進学が選択できるよう、父母負担軽減補助の対象を、より幅広い世帯へ拡充 すべきと考える。(意見)

秋山委員

私立学校で保護者が授業料を納付する時期を教えてもらいたい。

学事課長

就学支援金は基本的に8月と10月、父母負担軽減事業補助は10月と12月に学校に支払っているが、保護者が学校に納付するサイクルは学校によって異なる。学校によっては保護者が支払う前に相殺しているところもある。また、レアケースであるが、今後支払うという意思表示をもって授業料の支払いを補助金の支給まで待っている場合もある。また、教育局で所管する奨学金の貸付制度もあるので、積極的にお知らせし活用してもらっているケースもある。私立学校に対し納付手続きを縛ることはできないが、大きく3パターンあり、月ごと、四半期ごと、前期後期などがある。

秋山委員

県からの手厚い支援が授業料の支払いサイクルに間に合わないということがあっては、 行政として悔いが残ることになるので、よく対応ができるよう今後も研究してもらいたい。 (意見)

木下(博)委員

- 1 県には貸付制度があり、生徒と保護者はそれも使うことができるということだったが、 貸付について保証人は必要なのか。
- 2 年収500万円未満の世帯には県の補助金が支給されるが、学校から入学前に、初年 度の入学金や学費を納めるよう求められた場合、前倒しで借りて支払うことが可能なの か。

学事課長

- 1 制度設計は教育局で実施しているが、保証人は必要ないと聞いている。
- 2 そういう対応をしているケースもあり、可能である。